

令和5年第11回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和5年11月22日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	大 河 龍 生
委 員	池 坂 めぐみ
委 員	志 水 矛
委 員	井 本 学 明
- 4 委員以外の出席者

教 育 次 長	高 見 博 之
教 育 次 長	入 潮 賢 和
学校給食センター所長代理	中 島 彬
総 務 係 長	澁 谷 文 江
こども育成課長	山 内 陽 子
人権教育推進担当係長	大 手 壽 之
生涯学習課長	松 本 久 典
文化財係長	荒 木 幸 治
スポーツ推進課長	笠 原 裕 之
中央公民館長兼市民会館長	本 家 信 治
図 書 館 長	狩 川 真 人
書 記	瀬 尾 恭 平
- 5 付議事項

第23号議案	令和6年度赤穂市公立学校教職員異動方針について
第24号議案	赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
報告17	赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定について
第25号議案	令和5年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について
第26号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第27号議案	赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第28号議案	赤穂西中学校（C棟外）大規模改修工事請負

	契約の締結に係る議決変更について
報告 1 8	西播都市計画事業浜市土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
報告 1 9	赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
その他	(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について (2) 冬季休業中における生徒指導について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 大 河 龍 生

署 名 人 池 坂 めぐみ

令和5年第11回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第11回定例教育委員会を開会いたします。
委員全員のご出席をいただいておりますので、会は成立しております。

なお、本日、他の公務等のため、正木学校給食センター担当参事、近藤総務課長、中塚幼児教育指導担当課長、田中学校教育課長、中田文化財課長が欠席しておりますので、その代理として、中島学校給食センター所長代理、澁谷総務係長、大手人権教育推進担当係長、荒木文化財係長が出席しておりますことをご報告いたします。

はじめに、令和5年第10回教育委員会議事録の署名を井本委員、大河委員にお願いします。

(教育長署名後、井本委員、大河委員の署名)

次に、教育長の報告を行います。

教育長

(別紙「教育長活動報告」のとおり報告)

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。

大河委員と池坂委員にお願いします。

議事に先立ち赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第25号議案ないし報告19については、同規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に、その他(1)については、同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

全委員

異議なし。

教育長

以上のとおりの賛成をもちまして、第25号議案ないし報告19及びその他(1)については非公開と決定します。

それでは、審議に入ります。

第23号議案「令和6年度赤穂市公立学校教職員異動方針について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(令和6年度赤穂市公立学校教職員異動方針について議案2、3ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。
ご発言がないようですので、第23号議案「令和6年度赤穂市公立学校教職員異動方針について」順次、委員のご確認をい

ただき、表決といたします。

全委員
教育長

異議なし。

以上のおおりの賛成をもちまして、第 2 3 号議案は、原案のおおりに議決されました。

次に、第 2 4 号議案「赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

（ 赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、議案 4～9 ページ及び議案参考資料 2～4 ページに基づいて説明を行った。 ）

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。（他に）ご発言がないようですので、第 2 4 号議案「赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員
教育長

異議なし。

以上のおおりの賛成をもちまして、第 2 4 号議案は、原案のおおりに議決されました。次に、報告 1 7 「赤穂市保育施設等一時支援金交付要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

（ 赤穂市保育施設等一時支援金交付要綱の制定について、議案 1 0～1 5 ページに基づいて説明を行った。 ）

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、報告 1 7 「赤穂市保育施設等一時支援金交付要綱の制定について」の報告を終わります。

次に、第 2 5 号議案「令和 5 年度赤穂市一般会計補正予算（1 1 月）について」事務局の説明を順次お願いいたします。

[非公開案件として、第 2 5 号議案「令和 5 年度赤穂市一般会計補正予算（1 1 月）について」説明を行い、その後審議を行った。] 原案承認

教育長

次に、第 2 6 号議案「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、第 2 6 号議案「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明を行い、

その後審議を行った。] 原案承認

教育長

次に、第 27 号議案「赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、第 27 号議案「赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明を行い、その後審議を行った。] 原案承認

教育長

次に、第 28 号議案「赤穂西中学校（C棟外）大規模改修工事請負契約の締結に係る議決変更について」事務局の説明をお願いします。

[非公開案件として、第 28 号議案「赤穂西中学校（C棟外）大規模改修工事請負契約の締結に係る議決変更について」説明を行い、その後審議を行った。] 原案承認

教育長

次に、報告 18「西播都市計画事業浜市土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」事務局の説明をお願いします。

[非公開案件として、報告 18「西播都市計画事業浜市土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」説明を行った。]

教育長

次に、報告 19「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」事務局の説明をお願いします。

[非公開案件として、報告 19「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明を行った。]

教育長

次に、その他（1）「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、その他（1）「問題行動、いじめ・

不登校の状況について」説明を行った。]

教育長 次に、その他（２）「冬季休業中における生徒指導について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 （冬季休業中における生徒指導について、議案３１～３４ページに基づき説明を行った。）

教育長 委員 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

これについてというよりも、ちょっと教えていただきたいんですが、休業中とか、平常時の子どもの外出とか、友達同士の宿泊とかは、どこまで赤穂市では許可している状態なんでしょうか。

事務局 基本的には、休業中は保護者の判断ということになっておりますので、保護者の方に必ずそういった内容を伝え、保護者の方の許可があれば、ということで統一しております。

事務局 付け加えまして、宿泊につきましては、子ども同士の宿泊というのは、基本的には禁止とさせていただきます。責任者がいる状態の宿泊という形になっております。外出についても、一応子どもたちには、必要もないのに遅くまでうろうろしない、と伝えており、「時間が何時」というのは必要に応じてでありますので決めてはおりませんが、暗くなったらうろうろしない、というのを基本として、指導させていただいております。

教育長 委員 ほかにご質疑ございませんか。

インフルエンザがちょっと下火になっているというような話がありましたけれども、まだまだ増加する可能性もありますので、２学期残り１か月半と冬季休業中も含めて、具体的な対応をよろしくお願いしたい、というふうに思います。それからもう１点、全く別件なんですけど、地域の方から、ちょいちょい尋ねられることがあるんですけども、皆さんご存じのように、大リーグの大谷翔平選手が日本の小学校に対して、３つずつグローブを贈呈するというふうな話がありました。「これホンマに来るんやろうか」とか、「赤穂市に来るんやろうか」という話を、時々聞かれます。「来ると思いますよ」と答えると、「どういう方法で子どもらに遣わしてんやろうか」と。「そこまでは僕はわかりません。委員会の方も考えていると思います」と話をするんですが、現時点で、何かグローブについて事務局の方でこういうことを考えている、ということがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

事務局

現在、大谷選手のグローブにつきましては、県の教育委員会の方にも「いつ頃」「どのような形で」というのを問い合わせたんですが、県の教育委員会の方も、今だそれをはっきりとわかっていないということで、回答を頂いております。もし、今後県の方から「このような形で」というのが示されましたら、それに準じて配布していきたいと思っておりますが、活用の仕方につきましては、各学校においてバラバラになってはいけないと思いますので、それぞれ校長会とも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員

そうやって地域の方も興味を持ってくださっているので、PTAであるとか、あるいは地域の人にも目に留まるような展示なり、何かの工夫を学校でしていただければ、ありがたいというふうに思います。よろしくお願いします。

教育長

ほかにご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、「冬季休業中における生徒指導について」の報告を終わります。その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局

(令和6年二十歳のつどいの日程について説明を行った。)

教育長

その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局

(令和5年第12回定例教育委員会を12月22日(金)午後2時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告。)

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして第11回教育委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

(午後2時58分閉会)